

専 決 処 分 書

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 25 年 3 月 30 日

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(平成25年 3月30日  
条例第 14号)

北本市国民健康保険税条例（昭和46年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第22条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 11,250円

第22条第1号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 7,875円

第22条第2号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 5,625円

第22条第3号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考資料

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第22条において同じ。）以外の世帯 15,000円</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第22条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第22条において同じ。）以</p>

(2) 略

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯以外の世帯 10,500円

(4) 略

外の世帯 15,000円

(2) 略

(3) 特定継続世帯 11,250円

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,500円

(4) 略

ウ・エ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯以外の世帯 7,500円

(4) 略

ウ・エ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯以外の世帯 3,000円

(7) 特定継続世帯 7,875円

ウ・エ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円

(4) 略

(7) 特定継続世帯 5,625円

ウ・エ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

<p>(イ) 略</p> <p>ウ・エ 略</p>	<p>0円</p> <p>(イ) 略</p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 2,250円</u></p> <p>ウ・エ 略</p>
---------------------------	---